

旅費交通費規程

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人 Peace & Nature(以下「法人」という)の職員に支給する旅費交通費に関し必要なことを定めることを目的とする。但し、留学生やインターンシップ学生を雇用する場合は、法人と契約者との契約書に沿った支給とする。

第2条（範囲）

旅費交通費は、予算の範囲内において、次の各号に定めるものとする。

- (1) 法人事業に従事するために要する旅費交通費(以下「交通費」という。)
- (2) 法人事業に従事するために要する費用
- (3) 法人事業に従事するために要する宿泊費
- (4) その他の経費で、代表理事が特に必要と認めたもの

第3条（交通費）

- 1 交通費は、鉄道運賃、バス運賃の往復料金とする。
- 2 原則として、交通機関は、最も合理的な手段、経路によるものとし、往復上限 2,000 円までの支給とし、領収書の提出により支払う。
- 3 自己所有車両を使用する際の規定は、次のとおりとする。
 - (1) 自己所有車両の使用にあたっては、代表理事の承認を得るものとする
 - (2) 自己所有車両使用時の交通費は、往復上限 2,000 円までの支給とし、領収書の提出により支払う
 - (3) 自己所有車両を使用する場合は、極力相乗りするなど、経費削減に対する努力を払うものとする

第4条（宿泊費）

- 1 宿泊費は、次の各号に掲げる場合に支給する。
 - (1) 法人事業に従事するために宿泊の必要がある場合
 - (2) 前号以外で、代表理事が必要と認めた場合
- 2 支給額は実費とし、1泊あたり 10,000 円を上限とする。

第5条（報告）

旅費等の費用の支給を受けた者は、帰着後2週間以内に「旅費交通費精算書」を代表理事に提

出しなければならない。

第6条（雑則）

この規程に定めのない事項については、代表理事が理事会に諮って別に定める。

第7条

以上の定めにかかわらず、代表理事は理事会の承認を経てこれを変更することができる。

附則

この規程は、2024年(令和6年)4月1日から施行する。